

# 環境

健康で豊かな生活は環境づくりから。  
みんなで守る大切な地球環境。

## ごみ処理 問合せ：環境課（内線 151・152・153）

町では、家庭から出るごみを下表のとおり分けて収集しています。収集日などは、毎年3月に全戸配布する「家庭ごみ収集カレンダー」でご確認ください。手元がない方は、環境課窓口でお渡しするほか、町ホームページやスマートフォン用のごみ分別アプリ「さんあ〜る」からもご確認ください。詳しくは 38 ページをご覧ください。

### ●リサイクルでごみの減量にご協力を

- ・ごみは種類ごとに分別して、決められた曜日、時間、場所に出してください。
- ・分別されていないごみ、町指定袋以外の袋で出されたごみは、収集できません。
- ・ペットボトル、食品トレー（白色）は、水洗いをしてエコステーションやリサイクル拠点などに設置してある指定容器に入れてください。（色付きトレーはプラスチック類ごみ）
- ・使用済み乾電池は、役場、資源集積場やエコステーションをご利用ください。
- ・リチウムイオン電池などの充電式小型電池は、役場、資源集積場やエコステーションをご利用ください。発火の危険がありますので、ごみ集積場には出さないでください。
- ・家庭用パソコンのうち、PCリサイクルマーク表示の付いているものは、別途料金の負担なしでメーカーが回収します。問い合わせ先は、各メーカーのホームページや製品のマニュアルなどを参照してください。

リサイクルマークの付いていないものは、回収再資源化料金が必要です。パソコン3R推進協会 ☎03(5282)7685)へ照会してください。

なお、いずれのパソコンも町の連携・協力業者であるリネットジャパン株式会社がインターネットにて宅配便による回収を行っています。

- ・ガレキ・土砂類などは、種類ごとに不燃物（ピンク）の町指定袋に入れて、お住まいの資源集積場へ偶数月（4月、6月、8月、10月、12月、2月）の資源収集日に出してください。ただし、建築や改装に伴うものは収集できませんので、工事業者または、販売店や専門業者に相談してください。
- ・水銀を含む蛍光灯は、資源集積場またはエコステーションをご利用ください。（割れたものは不燃ごみ）
- ・水銀を含む体温計・温度計は、ビニール袋などに入れ、環境課またはエコステーションをご利用ください。
- ・使用済み食用油（植物性に限る）は、ペットボトルなどの容器に入れ、環境課またはエコステーションをご利用ください。動物性の油、食用でない油はリサイクルできません。

### ●次のごみは収集しません。処分するときは、購入店などに相談してください。

- ・家電リサイクル法に定められた洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫（冷温庫）、テレビ、エアコン、衣類乾燥機
- ・ピアノ、農機具、オートバイ、タイヤ、バッテリー、消火器などの処理困難なものおよび化学薬品、ガスボンベなど危険なごみ
- ・事業活動に伴って生じたごみ（事業系ごみは収集運搬業許可業者に委託して処分してください）

### ●可燃ごみ

出してもよいごみの例	台所の生ごみ（残飯・茶かす・果物の皮・魚の骨など）、紙屑、棒きれ、草花、枝木、廃食用油吸収剤、座布団・毛布（袋に入る物）、ぬいぐるみ、カセットテープ、ビデオテープ、ストックング、運動靴、長靴、ゴム製品など
出し方	生ごみは水をよく切って、町指定の可燃物ごみ専用袋（半透明）に入れ、口を縛って出してください。
出す時間	当日午前7時30分まで
出す場所	各町内指定場所

●プラスチック類ごみ

出してもよいごみの例	ラップ類、菓子類の袋、卵のパック、発泡スチロール、カップラーメンなどの容器、ビニール製の袋やシート類、液体洗剤などの容器、シャンプー類の容器、ケチャップなどの食用容器、ポリバケツ、プラスチック製玩具、合成樹脂など
出し方	町指定のプラスチック類ごみ専用袋（ブルー）に入れ、口を縛って出してください。
出す時間	当日午前7時30分まで
出す場所	各町内指定場所

●不燃ごみ

出してもよいごみの例	陶器類、割れビン、割れガラス、電球、傘、乾燥剤、アルミ箔、ポット、カミソリ、その他燃えないごみで指定袋に入る物（ガレキ・土砂類などは除く）
出し方	町指定の不燃物ごみ専用袋（ピンク）に入れ、口を縛って出してください。
出す時間	当日午前7時30分まで
出す場所	各町内指定場所

●粗大ごみ

出してもよいごみの例	家具類、ベッド、戸棚、食卓、下駄箱、フトン、畳、カーペット、じゅうたん、60cm以上150cm以下の剪定木、大型ステレオ、レンジ、ストーブ、ファンヒーター、ミシン、ビニールタン、オルガン、ガラス戸、自転車、鏡台、コタツ、ガスコンロなど
出し方	各戸収集につき予約制です。環境課の窓口または電話受付。粗大ごみ1個につき町指定の粗大ごみ収集券を1枚貼付し、世帯主名・受付番号・収集日を必ず書いて出してください。一度に収集できる粗大ごみは5個までです。（品目によっては複数をもとめて1個にすることもできます。）
出す時間	当日午前8時まで
出す場所	道路に面した玄関前などで近所の方や交通の妨げにならない場所に出してください。（マンションやアパートの場合は、専用のごみ集積所でも可）

●資源（ビン、金属、紙、布、蛍光管、乾電池）

出してもよい資源の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビン類（ビール・酒・ワイン・ジュース・醤油・調味料・ジャム・ドリンクなどの食用・飲用ビン、化粧ビン（割れたビン・ガラスは不燃ごみ））</li> <li>・金属類（ビール・ジュース・缶詰などの空カン、スプレー缶、鉄製品（80%以上鉄製の物））</li> <li>・紙類（新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、雑がみ）</li> <li>・布類（綿製品）</li> <li>・蛍光管（水銀を使用しているもの（白熱電球、LEDは不燃ごみ））</li> <li>・乾電池（マンガン、アルカリ、ボタン式、充電式電池）</li> </ul>
出し方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空ビン類は、キャップなどを取り、洗って、備付の黄色のカゴに入れてください。</li> <li>・空カン、金属類は、備付の青色のカゴに入れてください。</li> <li>・スプレー缶は備付の白色のネットに入れてください。（使い切ってください。穴をあける必要はありません）</li> <li>・紙類は、ひもで十文字に縛って出してください。</li> <li>・衣類は、中が見える袋に入れて出してください。</li> <li>・蛍光管は専用の回収箱に入れてください。（割れたもの、白熱電球、LED製品は不燃ごみへ）</li> <li>・乾電池は種類ごとに専用のバケツへ入れてください。ボタン式電池はテープ等で絶縁してください。</li> </ul>
出す時間	当日午前8時まで（町内会によって日時が異なります）
出す場所	資源集積場

※資源はエコステーションへ毎日（12月29日～1月3日を除く）持ち込むことができます。

●エコステーションをご利用ください。

◆学戸エコステーション 学戸七丁目 92 番地

◆本町エコステーション 城一丁目 381 番地

リサイクル促進のため、エコステーションを開設しています。以下の資源をお出しいただけます。

毎日(12月29日～1月3日を除く) 午前8時30分～午後5時まで利用できます。

気象警報発令時は閉鎖いたします。

資源の種類	出し方
ビン(飲料用・食品用空きビン)	洗ってフタを取る
金属類(飲料用・食品用空き缶、金属、スプレー缶)	スプレー缶は完全に使い切る、穴をあける必要はありません
ペットボトル(ラベルにPET マークがついたもの)	ラベルをはがし、中を洗ってフタを取る フタはペットボトルとは別に回収します
衣類	中身の見える袋に入れる
白色トレイ(色付きトレイはプラスチックごみ)	洗って乾かす
牛乳パック(内側にアルミ箔が貼られていないもの)	開いて乾かす
乾電池、ボタン電池、充電式小型電池(リチウムイオン電池など)	専用の回収箱に出す
蛍光管(水銀を使用しているものに限る)	専用の回収箱に出す
使用済み食用油(植物性のものに限る)	ペットボトルなどの容器に入れて専用の回収箱に出す
紙類(新聞(折り込み広告を含む)、雑誌、ダンボール、※雑がみ) ※雑がみ…家庭から出される古紙の中で、新聞、雑誌、ダンボールのいずれにも区別されない紙全般。具体的には、パンフレット、はがき、包装紙、封筒、紙袋、紙箱、ノート、ラップ・トイレットペーパーなどの芯	ひもで十文字に縛る 雑がみは、紙袋などに入れてひとまとめにして出す
使用済みインクカートリッジ	専用の回収箱に出す
使用済み小型家電 日常生活で使用する家庭用電気機械器具のうち、電源・充電器、電池で作動する電子機器を出していただくことができます。(ただし、不燃物(ピンク)の町指定袋に入る大きさのものに限る) ○個人情報が含まれるものは、あらかじめ必ず消去してください。 ○不燃ごみ袋に入らないものは、従来どおり粗大ごみとしてお出しください。 ○家電リサイクル法対象の6品目(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫(冷温庫)、洗濯機、乾燥機、エアコン)は出せません。	

●ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

ごみの収集日や分別方法について、お手持ちのスマートフォンから手軽に確認ができるアプリです。

日頃のごみ出しにぜひご利用ください。

◆ダウンロード方法

各アプリストアで「さんあ〜る」で検索、または下記QRコードを読み込んでください。



## 犬・猫 問合せ：環境課（内線 151・152・153）

### ●犬の登録

犬が生まれたときや、未登録の犬を譲り受けたときは、犬を飼い始めた日（生後 90 日以内の犬を取得した場合は、生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に登録をしなければなりません。

### ●マイクロチップを装着した犬の登録について

令和 4 年 6 月 1 日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬について、マイクロチップの装着が義務化されました。マイクロチップを装着した犬を購入または譲り受けた場合は、環境省ホームページから飼い主情報の登録・変更を行ってください。

#### ◆手数料

400 円

### ●マイクロチップを装着していない犬の登録について

マイクロチップを装着していない犬を譲り受けた場合は、鑑札による登録が必要です。環境課または動物病院で登録手続きをしてください。

#### ◆登録料

3,000 円

### ●狂犬病予防注射

狂犬病は、ウイルスを持った犬にかまれることにより感染し、発症すれば致命的な恐ろしい病気です。生後 91 日以上の子犬を飼っている方は、必ず毎年予防接種を受ける必要があります。

毎年 3 月下旬に狂犬病予防注射の案内ハガキを送付しますので、ハガキをご持参のうえ、お近くの動物病院で予防接種を受けてください。注射を受けた後には注射済票の交付を受けてください。

#### ◆狂犬病予防注射済票交付手数料

550 円

### ●ペット（飼犬・飼猫など）の火葬

蟹江町内で飼われていたペットが死亡した場合は、町で火葬しますので、死体をビニール袋などに入れてうえでダンボール箱等に入れてお持ちください。火葬炉の故障の原因になりますので、袋の中に愛用したものや嗜好品は入れないでください。

※火葬の立会いおよび、収骨はできません。

#### ◆手数料

1,000 円

### ●犬・猫の引取り

どうしても飼育のできなくなった犬や猫の引取りについては、愛知県動物愛護センター尾張支所（☎0586(78)2595）へ相談してください。

役場では、引き取ることはできません。

## し尿・浄化槽 問合せ：環境課（内線 151・152・153）

### ●し尿の収集

し尿の汲取りは、町許可業者が行っていますので、申し込みは、業者に直接依頼してください。

#### ◆町許可業者

株式会社マルニ ☎0567(96)4402

### ●浄化槽の清掃・点検

浄化槽は、使用しているうちに汚泥が蓄積するので、定期的な清掃と点検が浄化槽法により義務づけられています。申し込みは、業者に直接依頼してください。

#### ◆町許可業者

株式会社クリンテック ☎0567(95)2931

ノザキ株式会社 ☎052(431)1351

### ●合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく生活雑排水も併せて処理できる浄化槽のことです。単独式浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する際の設置や撤去工事に対して、予算の範囲内で補助金を交付しております。工事着手前に環境課へお問い合わせください。（建物の用途、設置場所などにより補助対象外となる場合があります）

## 住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金 問合せ：環境課（内線 151・153）

### ●住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金

地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電施設の導入に対し、予算の範囲内で補助金を交付しております。町内で自ら居住する住宅に家庭用エネルギー管理システムや定置用リチウムイオン蓄電池、電気自動車等充給電設備を設置する場合、または設備付きの住宅を新築する方は、工事着手前に環境課へお問い合わせください。（太陽光パネルのみの設置は補助対象外です。）

## 公害 問合せ：環境課（内線 151・152・153）

### ●公害の苦情相談

工場・事業場などから発生する騒音・振動などでお困りの方は、環境課または海部県民センター環境保全課（☎0567(24)2111）へお知らせください。

### ●騒音・振動公害関係の届出

騒音および振動規制法、県民の生活環境の保全に関する条例で規定する騒音・振動を発生する施設を設置する工場または事業場などの設立、規模の変更を計画している方は、届出が必要です。

また、建設作業（掘削機などを使用する工事など）を行う場合も届出が必要です。